職種と生年月日に応じた受給開始年齢表（抄）

職種		受給開始年齢					
特定警察職員	一般職員	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
生年月日							
昭和30年4月2日～昭和34年4月1日							老齢基礎年金
		特別支給の老齢厚生年金					本来支給の老齢厚生年金
		経過的職域加算額（共済年金）					経過的職域加算額（共済年金）
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日							老齢基礎年金
			特別支給の老齢厚生年金				本来支給の老齢厚生年金
			経過的職域加算額（共済年金）				経過的職域加算額（共済年金）
昭和36年4月2日～昭和38年4月1日	昭和30年4月2日～昭和32年4月1日						老齢基礎年金
				特別支給の老齢厚生年金			本来支給の老齢厚生年金
				経過的職域加算額（共済年金）			経過的職域加算額（共済年金）
昭和38年4月2日～昭和40年4月1日	昭和32年4月2日～昭和34年4月1日						老齢基礎年金
		特別支給の老齢厚生年金－					本来支給の老齢厚生年金
		経過的職域加算額（共済年金）－					経過的職域加算額（共済年金）
昭和40年4月2日～昭和42年4月1日	昭和34年4月2日～昭和36年4月1日						老齢基礎年金
			特別支給の老齢厚生年金－				本来支給の老齢厚生年金
			経過的職域加算額（共済年金）－				経過的職域加算額（共済年金）
昭和42年4月2日～	昭和36年4月2日～						老齢基礎年金
							本来支給の老齢厚生年金
							経過的職域加算額（共済年金）

○　平成27年9月までの在職期間を有する方は、その期間に応じた経過的職域加算額（共済年金）が支給されます。

○　特定警察職員とは、60歳に達したとき（退職している場合は、その退職時）に、警部以下の警察官として引き続き20年以上勤務していた方のことをいいます。

○　一般職員とは、特定警察職員以外の方のことをいいます。

○　この「ねんきん定期便」においては、「ねんきん定期便」を作成した時点における官職等により上記職種を判定し、受給開始年齢を表示しています。

「ねんきん定期便」の見方ガイド（59歳の方用）

このパンフレットは「ねんきん定期便」をご覧になるときにご参照ください。
また、お送りした「ねんきん定期便」は、大切に保管しておいてください。

被用者年金制度の一元化について

平成２７年１０月１日に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成２４年法律第６３号）が施行されました。同日以降、会社員・公務員の区別なく、同額の報酬であれば同額の保険料を負担し、同額の公的年金給付を受け取るという公平性を確保することで、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金保険制度に公務員および私立学校の教職員も加入することとなりました。

※被用者年金制度の一元化後は、現に加入している（または最後に加入していた）公的年金制度とその被保険者種別に応じて、各実施機関から「ねんきん定期便」をお送りします。

公的年金制度と被保険者種別	「ねんきん定期便」を送付する実施機関
国民年金の第１号被保険者および第３号被保険者	日本年金機構（厚生労働大臣から受託）
厚生年金保険の一般厚生年金被保険者	
厚生年金保険の国共済厚生年金被保険者（国家公務員共済組合の組合員）	国家公務員共済組合連合会
厚生年金保険の地共済厚生年金被保険者（地方公務員共済組合の組合員）	警察共済組合、地方職員共済組合（地方共済事務局・団体共済部）、公立学校共済組合、東京都職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会（市町村職員共済組合、都市職員共済組合、指定都市職員共済組合）
厚生年金保険の私学共済厚生年金被保険者（私立学校教職員共済制度の加入者）	日本私立学校振興・共済事業団

「ねんきん定期　便」の見方①

１．これまでの年金加入期間

ⓐ 「国民年金 第１号被保険者」欄

◆保険料を納めている期間および保険料が免除された期間の月数を表示しています。
※３／４免除など、保険料の一部が免除された期間は、免除後の残余の保険料を納めている場合に限り納付済月数に含まれます。

◆保険料を前納している期間は、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の期間であっても、納付済月数に含めて表示しています。

ⓑ 「国民年金 第３号被保険者」欄

◆現在、第３号被保険者の期間として登録されている月数を表示しています。

国民年金の第３号被保険者とは

・昭和６１年４月以降の期間で、年収が130万円未満で20歳以上60歳未満の方が、厚生年金保険（各共済組合制度を含みます。以下同じ）に加入している配偶者（第２号被保険者）に扶養されている場合、この方を「第３号被保険者」といいます。

・第３号被保険者の国民年金保険料は、配偶者（第２号被保険者）が加入している厚生年金保険が一括して負担しますので、個別に納めていただく必要はありません。

種別変更届の提出のお願い

・第３号被保険者の期間として登録されている期間であっても、次の期間は第1号被保険者に該当します。
　・配偶者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失していた期間
　・ご自身の収入が増加したことなどにより、配偶者の扶養から外れていた期間
　・配偶者が厚生年金保険の被保険者であるが６５歳以上（年金を受け取る権利がある方）の期間

・第１号被保険者に該当している場合は、住所地の市（区）町村の国民年金担当窓口へ種別変更の届出が必要となりますので、忘れずに届出してください。
※すでに種別変更の届出を行っていても、この「ねんきん定期便」の作成年月日までに国のシステムへの登録が間に合わなかったため、表示が異なっている場合があります。

特定期間該当届の提出のお願い

・実態は第１号被保険者であるが、上記の種別変更の届出が行われていないため、そのまま第３号被保険者として登録されている期間を「３号不整合期間」といいます。この期間は「保険料未納期間」として取り扱われます。

・この「３号不整合期間」のうち、これを訂正した時点において、国民年金保険料の徴収時効が成立して納められなくなった期間を、「時効消滅不整合期間」といいます。
※国民年金保険料は納付期限から２年を経過すると時効で納めることができません。

・「時効消滅不整合期間」がある場合は、「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」を提出することにより、「特定期間」として受給資格期間に算入できるようになります。
お心当たりの方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

ⓒ 「合算対象期間等」欄

◆「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。

◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
※この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

◆「特定期間」は、ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。

◆「合算対象期間」と「特定期間」の内訳は、「ねんきん定期便」の「これまでの国民年金保険料の納付状況です」（Ｂ－４国ページ）でご確認ください。

ねんきん定期便

××　××　様の「ねんきん定期便」です。
この「ねんきん定期便」は、下記の時点で作成しており、
平成××年××月までの年金加入記録を表示しています。

国民年金および一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）
平成××年××月××日	平成××年××月××日	平成××年××月××日

基礎年金番号	私学共済の加入者番号
XXXXXXXXXX	

（お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。）

このお知らせは、見方ガイドの2～3ページをご覧ください。

1. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。）

ⓐ 国民年金（b）			ⓑ 船員保険（c）	年金加入期間 合計（未納月数を除く）	合算対象期間等	受給資格期間
第1号被保険者（未納月数を除く）	第3号被保険者	国民年金 計（未納月数を除く）		(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)
XXX 月	XXX 月	XXX 月	XXX 月	XXX 月	XXX 月	XXX 月
厚生年金保険（b）						
一般厚生年金	公務員厚生年金（国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金（私立学校の教職員）	厚生年金保険 計			
XXX 月	XXX 月	XXX 月	XXX 月			

2. 老齢年金の見込額（加入状況の変化や毎年の経済の状況など種々の要因により変化します。あくまで参考としてください。）

受給開始年齢		XX歳～	XX歳～	XX歳～	65歳～
ⓓ (1)国民年金					老齢基礎年金 XXX,XXX 円
(2)厚生年金保険		特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
ⓔ 種類と年金額（1年間の受取見込額）	一般厚生年金期間	（報酬比例部分）XXX,XXX 円 （定額部分）XXX,XXX 円	（報酬比例部分）XXX,XXX 円 （定額部分）XXX,XXX 円	（報酬比例部分）XXX,XXX 円 （定額部分）XXX,XXX 円	（報酬比例部分）XXX,XXX 円 （経過的加算部分）XXX,XXX 円
	公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）	（報酬比例部分）XXX,XXX 円 （定額部分）XXX,XXX 円 （経過的職域加算額（共済年金））XXX,XXX 円	（報酬比例部分）XXX,XXX 円 （定額部分）XXX,XXX 円 （経過的職域加算額（共済年金））XXX,XXX 円	（報酬比例部分）XXX,XXX 円 （定額部分）XXX,XXX 円 （経過的職域加算額（共済年金））XXX,XXX 円	（報酬比例部分）XXX,XXX 円 （経過的加算部分）XXX,XXX 円 （経過的職域加算額（共済年金））XXX,XXX 円
	私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）	（報酬比例部分）XXX,XXX 円 （定額部分）XXX,XXX 円 （経過的職域加算額（共済年金））XXX,XXX 円	（報酬比例部分）XXX,XXX 円 （定額部分）XXX,XXX 円 （経過的職域加算額（共済年金））XXX,XXX 円	（報酬比例部分）XXX,XXX 円 （定額部分）XXX,XXX 円 （経過的職域加算額（共済年金））XXX,XXX 円	（報酬比例部分）XXX,XXX 円 （経過的加算部分）XXX,XXX 円 （経過的職域加算額（共済年金））XXX,XXX 円
（1）と（2）の合計（1年間の受取見込額）		XXX,XXX 円	XXX,XXX 円	XXX,XXX 円	XXX,XXX 円

Ｂ－１

「２．老齢年金の見込額」が表示　されていない方へ

◆次のことなどが考えられます。
・「ねんきん定期便」に表示している受給資格期間の月数が120月に満たない。
・「特定期間」がある。
・旧三公社（ＪＲ、ＪＴ、ＮＴＴ）共済組合または旧農林共済組合の加入期間が240月以上ある。
・同月内で重複している年金加入記録がある。

▶年金加入記録の補正が必要となる場合がありますので、「一般厚生年金期間」についてはお近くの年金事務所に、「公務員厚生年金期間」については当組合に、「私学共済厚生年金期間」については日本私立学校振興・共済事業団にお問い合わせください。

２．老齢年金の見込額

◆老齢年金の受け取りには、原則として１２０月以上の受給資格期間が必要です。この「ねんきん定期便」の作成年月日時点で１２０月以上の受給資格期間がない場合は、老齢年金の見込額を表示していません。

◆老齢年金の見込額は、現在の加入条件で６０歳まで継続して加入したものと仮定して計算しています。

ⓓ 「（１）国民年金」欄

◆老齢基礎年金の本来の受給開始年齢である６５歳から表示しています。

◆老齢基礎年金の見込額は、下記の期間の月数を基に計算しています。
・国民年金の第１号被保険者期間（未納月数を除く）および第３号被保険者期間
・厚生年金保険・船員保険の被保険者期間

◆老齢基礎年金の見込額には、付加年金の金額も含まれています。

ⓔ 「（２）厚生年金保険」欄

◆老齢厚生年金の本来の受給開始年齢は６５歳からですが、厚生年金保険の加入期間が１２月以上あり、かつ、受給資格期間が１２０月以上ある場合は、当分の間、６０歳から６４歳までの老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）を受け取ることができます。
※警部以下の警察官で一定の要件を満たす方は受給開始年齢の特例があります。詳しくは12ページをご覧ください。

◆被用者年金制度の一元化により、公務員および私立学校の教職員の保険料や保険給付（共済年金）の計算方法などは、原則として厚生年金保険に統一されました。年金加入記録の管理や保険料の徴収、保険給付（共済年金）の決定や支給などの事務は、引き続き各実施機関（１ページ参照）が行います。このため、一般厚生年金期間、公務員厚生年金期間および私学共済厚生年金期間ごとに計算した老齢厚生年金および特別支給の老齢厚生年金の見込額を表示しています。

◆離婚などにより、厚生年金保険の標準報酬が分割対象となった方は、分割後の標準報酬を基に計算しています。

◆報酬比例部分と定額部分
・６０歳から６４歳までの特別支給の老齢厚生年金は「定額部分」と「報酬比例部分」からなっています。

・「報酬比例部分」は、総報酬制導入前の期間（平成１５年３月以前）と導入後の期間（平成１５年４月以降）に分けて計算したうえで、合計した金額となります。

・「定額部分」は６５歳以降の老齢基礎年金に相当し、「報酬比例部分」は６５歳以降の老齢厚生年金に相当します。

◆経過的職域加算額（共済年金）
・被用者年金制度の一元化前（平成２７年９月以前）の退職共済年金（報酬比例部分）の金額は、老齢厚生年金の給付乗率と同率で計算した金額に、別に定められた給付乗率を用いて計算した金額を加算したものとなっていました。この加算額を「職域加算部分」といいます。

・被用者年金制度の一元化により年金額の計算方法が老齢厚生年金に統一されたため、被用者年金制度の一元化後の期間（平成２７年１０月以降）については「職域加算部分」が廃止されました。ただし、被用者年金制度の一元化前の期間（平成２７年９月以前）については、別途、「経過的職域加算額（共済年金）」として、各共済組合等から支給されます。

◆経過的加算部分
・上記のとおり、「定額部分」は６５歳以降の老齢基礎年金に相当し、「報酬比例部分」は６５歳以降の老齢厚生年金に相当します。ただし、当分の間は、老齢基礎年金の金額より「定額部分」の金額の方が多いため、６５歳以降の老齢厚生年金には「定額部分」から老齢基礎年金を引いた金額が加算されます。この加算額を「経過的加算」といいます。

「ねんきん定期　便」の見方②

（参考）これまでの保険料納付額

a 「（１）国民年金（第１号被保険者期間）」欄

◆下記の条件で、加入当時の保険料額を基に計算しています。

- 付加保険料納付済期間は、付加保険料額を含めて計算しています。
- 国民年金保険料の前納期間は、割引後の保険料額を基に計算しています。
- 国民年金保険料の追納期間は、加算額を含めた保険料額を基に計算しています。
- 国民年金保険料の一部免除（１／４免除、１／２免除および３／４免除）期間は、免除後の残余の保険料額を基に計算しています。

b 「（２）厚生年金保険」欄

◆下記の条件で、加入当時の報酬（標準報酬月額・標準賞与額）に、加入当時の保険料率（掛金率）を乗じて計算しています。

各欄共通

・被保険者負担額のみを計算しています。
※厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じて計算し、地方公共団体など事業主と被保険者が折半して納めることになっています。被保険者負担額は、一般的には地方公共団体など事業主が報酬または賞与から控除し、地方公共団体など事業主がまとめて納めます。
※折半する際の１円未満の端数の取扱いは、勤務先などによって異なるため、この「ねんきん定期便」では、５０銭以下の端数は切り捨て、５０銭を超える端数は切り上げて計算しています。

・旧三公社（ＪＲ、ＪＴ、ＮＴＴ）共済組合の加入期間は、厚生年金保険へ統合された平成９年４月以降の保険料納付額のみを計算しています。

・旧農林共済組合の加入期間は、厚生年金保険へ統合された平成１４年４月以降の保険料納付額のみを計算しています。

「一般厚生年金期間」欄

・育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。

・産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。

・３歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に保険料納付額を計算しています。

・厚生年金基金の加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納める保険料）を除いた保険料納付額を計算しています。

右上へ続く ↗

このお知らせは、見方ガイドの4～5ページをご覧ください。

a （参考）これまでの保険料納付額

（1）国民年金	国民年金保険料（第1号被保険者期間）	
	（累計額）	XXX,XXX　円
（2）厚生年金保険	厚生年金保険料（被保険者負担額）	
b 一般厚生年金期間	（累計額）	XXX,XXX　円
公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）	（累計額）	XXX,XXX　円
私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）	（累計額）	XXX,XXX　円
これまでの保険料納付額【（1）＋（2）】	（累計額）	XXX,XXX　円

c

【備考欄】

退職一時金等返還見込額（公務員共済分）は、XXX,XXX円です。
退職一時金等返還見込額（私学共済分）は、XXX,XXX円です。
上記以外に昭和34年1月より前の農林共済期間がXXX月あります。
上記以外に沖縄農林通算期間がXXX月あります。
上記以外に沖縄農林断続期間がXXX月あります。

B－2

「公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）」欄

・地方公務員共済組合の加入期間は、地方公務員共済組合内で掛金率が統一された平成元年１２月以降の保険料納付額を計算しています。

・国家公務員共済組合の加入期間は、標準報酬制度が導入された昭和６１年４月以降の保険料納付額のみを計算しています。

・国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社共済組合の加入期間は、保険料納付額を計算していません。

・国家公務員から地方公務員に転職されている場合または地方公務員から国家公務員へ転職されている場合は、それぞれの期間について、上記の計算方法により保険料納付額を計算しています。

・地方公務員共済組合または国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算しています。

「私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）」欄

・育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。

・産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。

・３歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に保険料納付額を計算しています。

※養育特例とは
子が３歳に達するまでの養育による勤務時間の短縮等に伴い、標準報酬が低下した場合には、年金額の計算上、低下前の標準報酬とみなすこととされています。

c 【備考欄】

◆「退職一時金等返還見込額」が表示されている方は、老齢厚生年金を受け取る権利を有することとなった場合に、この退職一時金等返還見込額（退職一時金に利子相当額を加算した金額）を返還していただくことになります。
なお、この金額は、あくまで見込額であるため、実際に返還していただく金額と異なる場合があります。詳しくは、該当する各共済組合等にお問い合わせください。

「これまでの『年金加入　履歴』です。」の見方①

ⓐ 「②加入制度」欄

◆加入した年金制度を表示しています。

国年：国民年金
厚年：厚生年金保険
船保：船員保険
公共：公務員共済制度（地方公務員共済組合または国家公務員共済組合）
私学：私立学校教職員共済制度

ⓑ 「③お勤め先の名称等」欄

◆「②加入制度」欄が「国年」の場合は、被保険者の種別（下表参照）を表示しています。

種　別	該　当　者
第１号被保険者	日本国内にお住まいの２０歳以上６０歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の方とその配偶者（厚生年金保険（共済組合を含む）に加入しておらず、第３号被保険者でない方）
第２号被保険者	厚生年金保険（共済組合を含む）に加入している方 ただし、６５歳以上で老齢基礎年金などを受ける権利を有している方は除きます。
第３号被保険者	第２号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で、原則として年収が１３０万円未満の方

◆「②加入制度」欄が「厚年」または「船保」の場合は、お勤め先の会社名称（事業所名称）または船舶所有者名を表示しています。
- 年金加入記録を管理する国のシステム（社会保険オンラインシステム）にお勤め先の会社名称（事業所名称）または船舶所有者名が登録されていない場合には、それぞれ「厚生年金保険」または「船員保険」と表示しています。
- 厚生年金保険に統合された旧三公社（ＪＲ、ＪＴ、ＮＴＴ）共済組合や旧農林共済組合の加入期間は、加入当時の共済組合名を表示しています。

厚生年金基金の加入期間の表示

厚生年金保険の加入期間のうち、厚生年金基金に加入している期間をカッコ書きで表示しています。

◆「②加入制度」欄が「公共」の場合は、「公務員共済」と表示しています。

◆「②加入制度」欄が「私学」の場合は、「私学共済」と表示しています。

ⓒ 「④資格を取得した年月日」欄

◆年金制度に加入した年月日を表示しています。

ⓓ 「⑤資格を失った年月日」欄

◆年金制度に加入しなくなった年月日（退職した日などの翌日）を表示しています。
現在加入中の場合は、空欄となります。

ⓔ 「⑥加入月数」欄

◆「②加入制度」欄の年金制度ごとの加入月数を表示しています。
なお、被保険者の資格を失った年月日の属する月は、加入月数には算入されません。

◆「③お勤め先の名称等」欄が国民年金の「第１号被保険者」の場合は、国民年金保険料の納付済月数と未納月数の合計月数を表示しています。

◆現在加入中の年金制度の場合は、この「ねんきん定期便」の作成年月日の前々月までの月数を表示しています。

これまでの『年金加入履歴』です。
表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
（このお知らせ　方ガイドの6～7　ご覧ください。）

ⓐ ⓑ ⓒ ⓓ ⓔ

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
1	厚年	厚生年金保険	平成XX.XX.XX	平成XX.XX.XX	XXX
		（基金加入期間	平成XX.XX.XX	平成XX.XX.XX	）
2	国年	第1号被保険者	平成XX.XX.XX	平成XX.XX.XX	XXX
3	私学	私学共済	平成XX.XX.XX	平成XX.XX.XX	XXX
4	厚年	東京株式会社	平成XX.XX.XX	平成XX.XX.XX	XXX
		（空いている期間があります。			）
5	国年	第3号被保険者	平成XX.XX.XX	平成XX.XX.XX	XXX
6	公共	公務員共済	平成XX.XX.XX		XXX

ⓕ ⓖ

⑦国民年金（a）										⑧船員保険（c）	
納付済月数	全額免除月数	半額免除月数	4分の3免除月数	4分の1免除月数	学特等月数	第3号月数	納付済等月数 計	付加保険料納付済月数（再掲）	未納月数（※）	加入月数	加入期間
XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	（ XXX ）	XXX	XXX	XXX

ⓗ

⑨厚生年金保険（b）										⑩年金加入期間合計（未納月数を除く）	⑪合算対象期間等	⑫受給資格期間
一般厚生年金（厚年）		公務員厚生年金（公共）		私学共済厚生年金（私学）		厚生年金保険 計						
加入月数（基金）	加入期間（基金）	加入月数（経過的職域）	加入期間（経過的職域）	加入月数（経過的職域）	加入期間（経過的職域）	加入月数（基金）（経過的職域）	加入期間（基金）（経過的職域）			（a+b+c）		（a+b+c+d）
XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX					
（ XXX ）	（ XXX ）	（ XXX ）	（ XXX ）	（ XXX ）	（ XXX ）	（ XXX ）	（ XXX ）			XXX	XXX	XXX

ⓘ

（※）納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納月数」に含まれている場合があります。

B－3

ⓕ 「⑦国民年金」欄

◆国民年金の加入期間の月数を表示しています。

◆**「納付済月数」欄**
- 定額の国民年金保険料を納めている月数を表示しています。
- この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の前納期間の月数を含めて表示しています。

◆**「半額免除月数」、「３／４免除月数」および「１／４免除月数」欄**
- 国民年金保険料の一部免除（半額免除、３／４免除および１／４免除）を受けている期間は、免除後の残余の保険料を納めている場合に限り、その納付済月数を表示しています。

◆**「学特等月数」欄**
- 学生納付特例制度または若年者納付猶予制度の適用を受けている期間（以下「学特等期間」といいます）の月数を表示しています。
- 学特等期間のうち国民年金保険料を追納しなかった期間については、受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

◆**「未納月数（※）」欄**
- 国民年金の第１号被保険者期間のうち国民年金保険料を納めていない月数を表示しています。
- この欄には、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出が遅れて、国民年金保険料の納付期限の2年を経過したことにより、未納となっている期間が含まれている場合があります。この期間は、届出により「受給資格期間」に算入できることとなりました。
お心当たりの方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。
- 国民年金に任意加入している期間のうち国民年金保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数は「⑪合算対象期間等」欄に表示しています。
- 納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、金融機関等から納付に関する情報が提供され、年金加入記録を管理する国のシステム（社会保険オンラインシステム）に登録されるまでに一定の期間を必要とするため、この「ねんきん定期便」の作成年月日時点では「未納月数」に計上されている場合があります。

ⓖ 「⑧船員保険」欄、 ⓗ 「⑨厚生年金保険」欄

◆船員保険および厚生年金保険の加入期間の月数を表示しています。

加入月数と加入期間
- 「加入月数」は、実際の加入月数の合計を表示しています。
- 「加入期間」は、「⑧船員保険」欄では船員、「⑨厚生年金保険」欄では坑内員として加入した期間の月数を、昭和６１年３月までは４／３倍し、昭和６１年４月から平成３年３月までは６／５倍して表示しています。
※船員または坑内員として加入した期間がない方は、「加入月数」と「加入期間」が同じ月数になります。

◆「⑨厚生年金保険」欄の中段には、厚生年金基金の加入期間の月数を括弧書きで再掲しています。また、下段には、地方公務員、国家公務員および私立学校教職員の各共済組合制度に基づく経過的職域加算額（共済年金）の支給対象となる期間の月数を括弧書きで再掲しています。

ⓘ 「⑪合算対象期間等」欄

◆「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。

◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
※この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

◆「特定期間」は、ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。
※「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」については、２ページをご覧ください。

◆「合算対象期間」と「特定期間」の内訳は、「ねんきん定期便」の「これまでの国民年金保険料の納付状況です」（Ｂ－４国ページ）でご確認ください。

「これまでの厚生年金保険における標準　報酬月額などの月別状況です。」の見方

ⓐ 「年度」欄

◆上段は年度を表示しています。
　４月から翌年３月までを1年度としています。

◆下段は加入制度を括弧書きで表示しています。

（厚年）：厚生年金保険
（船保）：船員保険
（公共）：公務員共済制度（地方公務員共済組合または国家公務員共済組合）
（私学）：私立学校教職員共済制度

ⓑ 「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」欄

◆「年度」欄の下段が「（厚年）」または「（船保）」の場合

- 育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「０」と表示しています。
- 産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「０」と表示しています。
- ３歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。
- 旧三公社（ＪＲ、ＪＴ、ＮＴＴ）共済組合の加入期間のうち、標準報酬制度の導入前（昭和６１年３月以前）の期間は、当時の報酬を基に「みなし標準報酬月額」を算出し、各月とも同額で表示しています。
- 旧三公社共済組合の加入期間は、厚生年金保険への統合前（平成９年３月以前）の保険料納付額を「－」と表示しています。
- 旧農林共済組合の加入期間は、厚生年金保険への統合前（平成１４年３月以前）の保険料納付額を「－」と表示しています。

◆「年度」欄の下段が「（公共）」の場合

- 昭和６１年３月以前の期間は、各月とも同額の「みなし標準報酬月額」を表示しています。
- 地方公務員共済組合の加入期間は、平成元年１１月以前の保険料納付額を「－」と表示しています。
- 国家公務員共済組合の加入期間は、昭和６１年３月以前の保険料納付額を「－」と表示しています。
- 国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社共済組合の加入期間の保険料納付額は「－」と表示しています。
- 育児休業期間および産前産後休業期間の保険料納付額は、「納付したとみなされた額」を表示しています。
- ３歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月の標準報酬月額は、「みなし標準報酬月額」を表示しています※。
  ※被用者年金制度の一元化により、地方公務員共済組合の組合員に適用される制度です。
- 地方公務員共済組合または国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。
- 平成２７年９月以前の地方公務員共済組合期間に係る標準報酬月額については、「掛金の標準となった給料月額」を千円未満で切り捨てて表示しています。

◆「年度」欄の下段が「（私学）」の場合

- 育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「０」と表示しています。
- 産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「０」と表示しています。
- ３歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。

これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況です。
表示している金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。
（このお知らせは、見方ガイドの8～9ページをご覧ください。）

ⓐ ⓑ

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※ブランク（空白）となっている月は、厚生年金保険に加入していないことを示します。なお、国民年金に加入している月の場合も、同様にブランクで示されますので、Ｂ－３の『年金加入履歴』とあわせてご確認ください。													
平成xx年（私学）	標準報酬月額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	標準賞与額	X	X	XXX,XXX	X	X	X	X	X	XXX,XXX	X	X	X
	保険料納付額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
平成xx年（厚年）	標準報酬月額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	標準賞与額	X	X	XXX,XXX	X	X	X	X	X	XXX,XXX	X	X	X
	保険料納付額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
平成xx年（厚年）	標準報酬月額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	標準賞与額	X	X	XXX,XXX	X	X	X	X	X	XXX,XXX	X	X	X
	保険料納付額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
平成xx年（厚年）	標準報酬月額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	標準賞与額	X	X	XXX,XXX	X	X	X	X	X	XXX,XXX	X	X	X
	保険料納付額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
平成xx年（厚年）	標準報酬月額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	標準賞与額	X	X	XXX,XXX	X	X	X	X	X	XXX,XXX	X	X	X
	保険料納付額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
平成xx年（公共）	標準報酬月額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	標準賞与額	X	X	XXX,XXX	X	X	X	X	X	XXX,XXX	X	X	X
	保険料納付額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
平成xx年（公共）	標準報酬月額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	標準賞与額	X	X	XXX,XXX	X	X	X	X	X	XXX,XXX	X	X	X
	保険料納付額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
平成xx年（私学）	標準報酬月額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	標準賞与額	X	X	XXX,XXX	X	X	X	X	X	XXX,XXX	X	X	X
	保険料納付額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
平成xx年（私学）	標準報酬月額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	標準賞与額	X	X	XXX,XXX	X	X	X	X	X	XXX,XXX	X	X	X
	保険料納付額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
平成xx年（厚年）	標準報酬月額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	標準賞与額	X	X	XXX,XXX	X	X	X	X	X	XXX,XXX	X	X	X
	保険料納付額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
平成xx年（厚年）	標準報酬月額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	標準賞与額	X	X	XXX,XXX	X	X	X	X	X	XXX,XXX	X	X	X
	保険料納付額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
平成xx年（公共）	標準報酬月額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
	標準賞与額	X	X	XXX,XXX	X	X	X	X	X	XXX,XXX	X	X	X
	保険料納付額	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX

Ｂ－４厚

厚生年金保険の標準報酬月額と標準賞与額について

標準報酬月額と標準賞与額は、各実施機関が管理している年金記録であり、あなたが厚生年金保険または船員保険に加入していた期間に、お勤め先の地方公共団体などからの届出に基づき決定されたものです。

以下、標準報酬月額と標準賞与額について説明します。

１．標準報酬月額

- 標準報酬月額とは、毎月の報酬から納める保険料の額や、受け取る年金額を決定する時に、その計算の基にするための金額です。給与などの平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額に当てはめたものです。
- 標準報酬月額には上限と下限があり、現在の標準報酬月額の区分では、厚生年金保険の上限（最高額）は６２万円、下限（最低額）は９万８千円です。上限を超えるまたは下限を下回る報酬が支払われていた場合は、上限または下限で決定しています。

（１）標準報酬月額を決定する時期

- 標準報酬月額は、まず、採用時に決定し、以降は一定の時期の報酬を基に、毎年改定します。
- このほか、標準報酬月額は、実際の報酬に大幅な変動があった場合にも改定されます。

（２）標準報酬月額の決定の基となる報酬

- 標準報酬月額の決定の基となる報酬とは、給与、各種手当などの名称を問わず、被保険者が労務の対価として地方公共団体などから支払われるすべてのものをいい、所得税や住民税などを控除する前のものとなります。
- 報酬には、金銭に限らず、食事や住宅などの現物として支払われるものも当時の時価に換算して含めますが、交際費や慶弔費、出張旅費などの随時に支払われるものは含めません。

２．標準賞与額

- 標準賞与額とは、賞与から納める保険料の額や受け取る年金額を決定する時に、その計算の基とするための金額であり、実際に支払われた賞与の額の千円未満の端数を切り捨てた額となります。
- 標準賞与額の上限（最高額）は１回１５０万円となっており、実際の賞与の額が上限を超えて支払われていたとしても、標準賞与額は１５０万円で決定しています。
- 平成１５年４月から、賞与からも毎月の報酬から納める保険料と同率で計算した保険料を納めていただき、年金額の計算の基とすることになっています。

３．保険料の計算と納付

- 厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額および標準賞与額に、その当時の保険料率を乗じて計算し、地方公共団体など事業主と被保険者で折半して納めることになっています。被保険者負担額は、一般的には地方公共団体など事業主が報酬または賞与から控除し、地方公共団体など事業主がまとめて納めます。
  ※折半する際の１円未満の端数の取扱いは、勤務先などによって異なるため、この「ねんきん定期便」では、５０銭以下の端数は切り捨て、５０銭を超える端数は切り上げて計算しています。

「これまでの国民年金保険料　の納付状況です。」の見方

ⓐ 「納付済月数等の内訳」欄

◆年度別に次の月数を表示しています。

◆「①納付」欄
- 国民年金保険料を納めている月数または第３号被保険者として登録されている期間の月数です。

◆「②免除」欄
- 国民年金保険料の全額免除を受けている月数および一部免除（半額免除、３／４免除および１／４免除）を受けている月で、免除後の残余の保険料を納めている月数です。

◆「③学生納付特例等」欄
- 学生納付特例制度または若年者納付猶予制度の適用を受けている期間（以下「学特等期間」といいます）の月数です。
- 学特等期間のうち国民年金保険料を追納しなかった期間については、老齢年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

◆「④計」欄
- ①～③の合計月数です。

ⓑ 「⑤未納」欄

◆国民年金保険料を納めていない月数です。

◆この「未納」には、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出が遅れて、国民年金保険料の納付期限の2年を経過したことにより、未納となっている期間が含まれている場合があります。この期間は、届出により「受給資格期間」に算入できることとなりました。
お心当たりの方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

◆一部免除（半額免除、３／４免除および１／４免除）を受けている月であるが免除後の残余の保険料を納めていない月数を含みます。

◆国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数は、「⑥合算対象期間等」欄に表示しています。

ⓒ 「⑥合算対象期間等」欄

◆「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。

◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
※この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

◆「特定期間」は、ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」（２ページ参照）により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。

これまでの国民年金保険料の納付状況です。
表示している納付状況に「誤り」がないかご確認ください。
（このお知らせは、見方ページの10～11ページをご覧ください。）

ⓐ ⓑ ⓒ ⓓ

年度	納付済月数等の内訳						月別納付状況											
	①納付	②免除	③学生納付特例等	④計	⑤未納	⑥合算対象期間等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※昭和51年以前の国民年金保険料の納付状況の一部については、年度単位で管理しているものがあり、各月毎の納付状況が確認できない場合があります。その場合の月別納付状況欄は「＊＊＊」が表示されます。																		
平成xx年	XX	XX	XX	XX	XX	XX	納付済	納付済	納付済	納付済	納付済	納付済	納付済	納付済	納付済	納付済	納付済	納付済
平成xx年	XX	XX	XX	XX	XX	XX	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納
平成xx年	XX	XX	XX	XX	XX	XX	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
平成xx年	XX	XX	XX	XX	XX	XX	3号	3号	3号	3号	3号	3号	3号	3号	3号	3号	3号	3号
平成xx年	XX	XX	XX	XX	XX	XX	全免	全免	全免	全免	全免	全免	全免	全免	全免	全免	全免	全免
平成xx年	XX	XX	XX	XX	XX	XX	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免
平成xx年	XX	XX	XX	XX	XX	XX	半未	半未	半未	半未	半未	半未	半未	半未	半未	半未	半未	半未
平成xx年	XX	XX	XX	XX	XX	XX	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免
平成xx年	XX	XX	XX	XX	XX	XX	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未
平成xx年	XX	XX	XX	XX	XX	XX	1/4免	1/4免	1/4免	1/4免	1/4免	1/4免	1/4免	1/4免	1/4免	1/4免	1/4免	1/4免
平成xx年	XX	XX	XX	XX	XX	XX	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未
平成xx年	XX	XX	XX	XX	XX	XX	学特等	学特等	学特等	学特等	学特等	学特等	学特等	学特等	学特等	学特等	学特等	学特等
平成xx年	XX	XX	XX	XX	XX	XX	付加	付加	付加	付加	付加	付加	付加	付加	付加	付加	付加	付加
平成xx年	XX	XX	XX	XX	XX	XX	合算	合算	合算	合算	合算	合算	合算	合算	合算	合算	合算	合算

B－4国

ⓓ 「月別納付状況」欄

表示	説明
納付済	国民年金保険料を納めている月の表示です。 （国民年金保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含みます。）
未納	国民年金保険料を納めていない月の表示です。 （または「ねんきん定期便」の作成時点で納付が確認できない月です。）
／	国民年金に加入していない月の表示です。 厚生年金保険（各共済組合制度を含みます。）に加入している月も同様です。
3号	国民年金の第３号被保険者として登録されている月の表示です。
全免	国民年金保険料の納付が全額免除されている月の表示です。
半免	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、免除後の残りの保険料を納めている月の表示です。
半未	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、免除後の残りの保険料を納めていない月の表示です。（未納期間です。）
3／4免	国民年金保険料の納付が３／４免除されていて、残りの１／４の保険料を納めている月の表示です。
3／4未	国民年金保険料の納付が３／４免除されていて、残りの１／４の保険料を納めていない月の表示です。（未納期間です。）
1／4免	国民年金保険料の納付が１／４免除されていて、残りの３／４の保険料を納めている月の表示です。
1／4未	国民年金保険料の納付が１／４免除されていて、残りの３／４の保険料を納めていない月の表示です。（未納期間です。）
学特等	学生納付特例制度または若年者納付猶予制度の適用を受けている月の表示です。
付加	付加保険料を納めている月の表示です。
合算	国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない月の表示です。 参考情報であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。
特定	ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、 「特定期間」として、受給資格期間に算入される月の表示です。

※納付期限内に国民年金保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまでに最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示されることがあります。